

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

周南市長 藤井 律子

市町村名 (市町村コード)	周南市 (352152)	
地域名 (地域内農業集落名)	戸田 (西阿高、東阿高、菅原、岡村、押田東、押田西、北河内、友広、津木東、津木西、桑原、浴、中河原、佐畑、四郎谷東、四郎谷西、峠思ヶ浴、上苔谷、下苔谷、戸田山、橋本、十軒屋、市西、市東)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月6日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地域は、水稻を基幹として、じねんじょや施設野菜に取り組んでいる。
- ・認定新規就農者は個人1経営体、認定農業者は個人3経営体が営農している。
- ・本地域はほ場整備が実施されておらず、不整形な農地がほとんどを占め、水路の老朽化、鳥獣被害など営農環境は厳しい状況にある。
- ・新規就農者を確保・育成しつつ、地域外の住民などの力を活用しながら、農地利用や集落環境を保全していく仕組みが必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻に加え、じねんじょや施設野菜は、現耕作者が引き続き取り組んでいく。
- ・耕作ができなくなった農地は、可能な範囲で農業を担う者が引き受けるとともに、市をはじめ関係機関と連携し、新規就農者や市街地からの通い農業や定年帰農など、多様な農業を担う者を確保し、農地利用を図る。
- ・水路や畦畔の維持・管理は、集落の共同作業により実施していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	129.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を中心に、地域の合意により、担う者等が農業利用により守っていく農地やその周辺を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、その他の農地は、今後保全管理を行う区域の検討を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・耕作ができなくなった農地は、可能な範囲で農業を担う者が引き受けるとともに、市をはじめ関係機関と連携し、新規就農者や市街地からの通い農業や定年帰農など、多様な農業を担う者の確保を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構に貸し付け、地域の農業を担う者の意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・既存の水路や畦畔等、農業用施設の改良や補修を市などの事業を活用しながら計画的に実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市をはじめ関係機関と連携し、新規就農者や法人経営体等の多様な経営体の確保を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できるドローンによる防除作業はJAや民間業者への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--